

東員町空家等対策協議会の運営に関する要領

平成 28 年 9 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東員町空家等対策協議会要綱（平成 28 年東員町告示第 50 号）第 11 条の規定に基づき、東員町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、東員町情報公開条例（平成 12 年東員町条例第 21 号）第 8 条に定める情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について協議するときは、会長又は委員の半数以上が認める場合は、非公開とすることができる。

(会議概要)

第 3 条 協議会の会議は、会議概要を作成する。

2 会議概要に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会及び閉会の日時並びに場所
- (2) 出席した構成員等の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 会議の概要
- (5) その他協議会の経過に関する事項等

3 協議会の会議概要は、非公開情報を除き、公開する。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、5 人以内とする。ただし、議長は、会議の会場の都合等により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始し、15分前までに終了する。

3 傍聴人は、先着順により決定する。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が、会議を傍聴させることが不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。

(3) 飲食、喫煙等をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の使用をしないこと。

(6) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(7) 当日配布した資料は、協議会終了後、係員に返却すること。

(撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、会議中に写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(議長等の指示)

第9条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な議事の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、次に掲げる場合には、前条の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

(1) 議長が会議の一部又は全部を非公開とする宣言をした場合

(2) 議長が第5条から前条までの規定に違反していると認めた場合

附 則

この要領は、平成28年度第1回協議会の開催日から施行する。